## 出資法人の情報公開規程準則

(目的)

第1条 この規程は、○○公社(以下「公社」という。)が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、公社の業務について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた透明性の高い公社の運営の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「文書等」とは、公社の役員又は職員(以下「役職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、公社の役職員が組織的に用いるものとして、公社が保有しているものをいう。ただし、公社において一般の利用に供することを目的として保有しているもの及び官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(公社の責務)

- **第3条** 公社は、原則公開の理念に基づき、この規程を解釈し、運用するものとする。この場合において、公社は、個人に関する情報が十分に保護されるように最大限の配慮をするものとする。
- 2 公社は、文書等の管理の重要性を深く認識し、この規程の適正かつ円滑な運用に支障が生ずることのないよう、文書等を適正に管理するものとする。

(適正使用)

**第4条** この規程の定めるところにより文書等の公開を受けたものは、これによって得た情報を 適正に使用しなければならない。

(公開申出)

**第5条** 何人も、公社に対し、文書等の公開の申出(以下「公開申出」という。)をすることができる。

(非公開情報)

- 第6条 公社は、公開申出があったときは、公開申出に係る文書等に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出をしたもの(以下「公開申出者」という。)に対し、当該文書等の公開をするものとする。
  - (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。ただし、次に掲げるものを除く。
    - ① 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
    - ② 公社の役職員又は公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に 規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地 方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報のうち、当該役職員又は公務員の職及び氏名

並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- ③ 公社の行う事務又は事業で予算の執行を伴うものに係る情報のうち、個人の職(これに類するものを含む。)及び氏名並びに当該予算の執行の内容に係る部分であって、公開しても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められるもの
- (2) 法人その他の団体(公社並びに国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に 関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当 該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると 認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ① 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、 身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められるもの
  - ② 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要と認められるもの
  - ③ ①又は②に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められる もの
- (3) 公社並びに国及び地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 公社又は国若しくは地方公共団体(以下「国等」という。)の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
  - ① 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ 又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ② 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、公社又は国等の財産上の利益又は当事者として の地位を不当に害するおそれ
  - ③ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ④ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ⑤ 国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 公社の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報(通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものに限る。) その他の公開することにより関係当事者間の信頼関係を著しく損なうおそれのある情報
- (6) 公開することにより、個人の生命、身体、健康、生活若しくは財産の保護又は犯罪の予防若しくは捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報
- (7) 法令若しくは条例の規定又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項に規定する基準その他県の機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報
- 2 公社は、公開申出に係る文書等の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開

情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非公開情報に係る部分を除いて当該文書等の公開をするものとする。ただし、当該非公開情報に係る部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 3 公開申出に係る文書等に第1項第1号の情報が記録されている場合における前項の規定の適用については、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報には該当しないものとする。(公益上の理由による裁量的公開)
- 第7条 公社は、公開申出に係る文書等に非公開情報(前条第1項第7号に掲げる情報を除く。) が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開申出者に対し、 当該文書等の公開をすることがある。

(文書等の存否に関する情報)

第8条 公開申出に対し、当該公開申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非 公開情報を公開することとなるときは、公社は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該 公開申出を拒否することがある。

(公開申出の手続)

- 第9条 公開申出をしようとするものは、文書等公開申出書(様式第1号。以下「公開申出書」 という。)を公社に提出しなければならない。
- 2 公社は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出者に対し、相当の期間 を定めて、その補正を求めることがある。この場合において、公社は、公開申出者に対し、補 正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。
- 3 公社は、前項の規定により補正を求めた場合において、公開申出者が正当な理由がなく当該 補正に応じないときは、当該公開申出を拒否するものとする。

(公開申出に対する決定等)

- 第10条 公社は、公開申出があったときは、当該公開申出があった日から起算して15日以内に、当該公開申出に係る文書等の公開をするかどうかの決定(第8条の規定により公開申出を拒否する旨の決定及び公開申出に係る文書等を保有していない場合の公開をしない旨の決定を含む。以下「公開決定等」という。)をするものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 公社は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に公開決定等をすることができないときは、当該期間を15日以内に限り延長するものとする。この場合において、公社は、公開申出者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を文書等公開決定等期間延長通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 3 公社は、公開申出に係る文書等が著しく大量であるため、前項の規定により第1項に規定する期間を15日延長しても、当該延長をした後の期間内にそのすべてについて公開決定等をすることにより公社の事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、同項の規定にかかわらず、公開申出に係る文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの文書等については相当の期間内に公開決定等をするものとする。この場合において、公社は、公開申出者に対し同項に規定する期間内に、この項を適用する旨及びその理由を著しく大量な申出に係る文書等公開決定等期間延長通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 4 公社は、公開決定等をしたときは、公開申出者に対し、速やかにその内容を文書等公開決定通知書(様式第4号)、文書等部分公開決定通知書(様式第5号)、文書等非公開決定通知書(様式第6号)、文書等公開申出拒否決定通知書(様式第7号)又は不存在による文書等非公開決定通知書(様式第8号)のいずれかの書面により通知するものとする。
- 5 前項の場合において、公社は、文書等の全部又は一部を公開しないときは、同項の書面にその理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を記載する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第11条 公開申出に係る文書等に、公社、国、地方公共団体及び公開申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、公社は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、文書等の公開に係る意見照会書(様式第9号。以下「意見照会書」という。)により意見書を提出する機会を与えることがある。
- 2 公社は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開申出に係る文書等の全部又は一部を公開する旨の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、意見照会書により意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
  - (1) 第三者に関する情報が記録されている文書等の公開をしようとする場合であって、当該情報が第6条第1項第1号④又は同項第2号①から③までに掲げる情報に該当すると認められるとき。
  - (2) 第三者に関する情報が記録されている文書等を第7条の規定により公開しようとするとき。
- 3 公社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の公開に 反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開 決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものと する。この場合において、公社は、公開決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、 公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を文書等の公開決定に関する通知書 (様式第10号)により通知するものとする。

(公開の実施)

- 第12条 公社は、公開決定をしたときは、公開申出者に対し、速やかに当該公開決定に係る文書等の公開をするものとする。
- **2** 文書等の公開は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行う。
  - (1) 文書、図画又は写真 当該文書、図画又は写真の閲覧又は写しの交付
  - (2) 電磁的記録 当該電磁的記録の視聴その他の方法であつて、その種別、情報化の進展状況 等を勘案して公社が別に定めるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、公社は、閲覧又は視聴の方法により文書等の公開をする場合において、当該文書等を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第6条第2項の規定による文書等の公開をするときその他相当の理由があるときは、当該文書等を複写したものにより公開するものとする。
- 4 公開決定の通知を受けたものは、公社が指定する日時及び場所において、当該公開決定に係 る文書等の公開を受けるものとする。

- 5 前項の場合において、文書等(第3項の規定による文書等を複写したものを含む。この項及 び次項において同じ。)を閲覧し、又は視聴する者は、当該文書等を丁寧に取り扱うこととし、 これを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。
- 6 公社は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対し、当該文書等の閲覧又は 視聴を中止させ、又は禁止することがある。

(費用の負担)

- 第13条 前条第2項又は第3項の規定による文書等の写し又は文書等を複写したものの写しの 交付に要する費用は、公開申出者の負担とする。
- 2 前項の費用として徴収する額は、公社が別に定める。 (異議申出等)
- 第14条 公開決定等に不服がある公開申出者又は公開決定に不服がある当該公開決定に利害を 有する第三者は、公社に対し、異議の申出をすることができる。
- 2 異議の申出は、公開決定等又は公開決定があったことを知った日の翌日から起算して60日 以内に異議申出書(様式第11号)を提出して行わなければならない。
- 3 公社は、異議の申出が前項の期間の経過後にされたものであるときその他明らかに不適当な ものであるときを除き、遅滞なく、秋田県知事の意見を聴いた上で、当該異議の申出に対する 処理を行い、当該異議の申出をしたものに対し、その内容を異議申出に係る処理通知書(様式 第12号)により通知するものとする。
- 4 異議の申出をしたものが、公開決定に利害を有する第三者であるときは、公社は、当該第三者に対し前項の規定による通知をするまで、当該異議の申出に係る文書等の公開の実施を停止するものとする。この場合において、公社は、公開申出者に対し、その旨を通知するものとする。

(情報の提供)

**第15条** 公社は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、文書等の公開と併せて、 県民がその必要とする情報を容易に得られ、かつ、それがわかりやすいものであるよう、情報 の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(他の制度との調整)

**第16条** この規程の規定は、法令、条例又は他の規程により、公社が閲覧若しくは縦覧させ、 又は謄本、抄本その他の写しの交付を行うこととされている文書等については、適用しないも のとする。

(文書等の検索資料の作成等)

- 第17条 公社は、文書等の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。 (県による指導、助言等)
- 第18条 公社は、この規程の運用に関し必要があると認めるときは、県に対し、指導、助言を 求めるものとする。
- 2 公社は、毎年、この規程に基づく文書等の公開の実施状況を秋田県知事に報告するものとする。

(委任)

**第19条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、公社が別に定める。

## 附則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の規定は、この規程の施行の日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。
  - (注) この準則は、秋田県情報公開条例第29条第1項の規定に基づき県出資法人のうち規則で定めるものが、同条例の趣旨にのっとりその保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずる際の規程例として作成したものです。